○兼任可　▲兼任可（要件有）　×兼任不可

			監理技術者等の専任を要しない工事（注１）			監理技術者等の専任を要する工事（注２）			
			主任技術者 監理技術者	現場代理人	営業所技術者等	主任技術者 監理技術者	現場代理人	監理技術者補佐 （専任特例2号）	営業所技術者等
当該工事	主任技術者 監理技術者			○	▲ （要件⑥・⑦）		○	×	▲ （要件⑥）
	現場代理人		○		▲ （要件⑫）	○		○	×
	監理技術者補佐 （専任特例2号）					×	○		×
別件工事	監理技術者等の専任を要しない工事（注１）	主任技術者 監理技術者	○	▲ （要件⑧・⑨・⑩）	▲ （要件⑦）	▲ （要件①・②・③・④・⑤）	▲ （要件⑨・⑩）	×	×
		現場代理人	▲ （要件⑧・⑨・⑩）	▲ （要件⑧・⑨・⑩）	▲ （要件⑪）	▲ （要件⑨・⑩）	▲ （要件⑨・⑩）	×	×
	監理技術者等の専任を要する工事（注２）	主任技術者 監理技術者	▲ （要件①・②・③・④・⑤）	▲ （要件⑨・⑩）	×	▲ （要件①・②・③・④・⑤）	▲ （要件⑨・⑩）	×	×
		現場代理人	▲ （要件⑨・⑩）	▲ （要件⑨・⑩）	×	▲ （要件⑨・⑩）	▲ （要件⑨・⑩）	×	×
		監理技術者補佐 （専任特例2号）	×	×	×	×	×		×

注１　請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事

注２　請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

要件①　専任特例１号（要領第５条第１項第１号及び同条第２項）

１　各建設工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

２　工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。）がおおむね２時間以内であること。

３　当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

４　主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を各工事に配置していること。この場合において、同一の者が複数の工事の連絡員を兼ねることができるものとし、連絡員の工事現場への専任又は常駐を要しない。

５　当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合における連絡員は、同一業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有する者であること。

６　各工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの）により確認するための措置を講じていること。

７　次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、建設業法第４０条の３に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

（１）　当該建設業者の名称及び所在地

（２）　主任技術者又は監理技術者の氏名

（３）　主任技術者又は監理技術者の１日当たりの時間外労働（労働基準法第３２条第２項に規定する労働時間を超えるものをいう。）の見込み及び労働時間の実績

（４）　各建設工事に係る次の事項

ア　当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

イ　当該建設工事の内容（建設工事の種類）

ウ　当該建設工事の請負金額

エ　工事現場間の移動時間

オ　下請次数

カ　連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載すること。）

キ　施工体制を把握するための情報通信技術

ク　現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

８　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

９　兼任する工事の数が２件以内であること。

１０　前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがないこと。

１１　兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事でないこと。

１２　兼任する工事が、新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が施工する工事でないこと。

１３　兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていること。

１４　発注者が、工事内容等により兼任を認めていること。

１５　当該主任技術者又は監理技術者が営業所技術者等でないこと。

要件②　専任特例２号（要領第５条第１項第２号及び同条第２項）

※監理技術者のみ適用

１　次に掲げるいずれかの者を監理技術者補佐として工事現場ごとに専任で配置できること。

（１）　当該建設工事の種類に係る主任技術者のうち、１級の技術検定の第１次検定に合格した者

（２）　当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者

２　兼任する工事の数が２件以内であること。

３　兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。

４　監理技術者と監理技術者補佐との間で常時連絡可能な体制にあること。

５　監理技術者補佐が担う業務等を明らかにしていること。

６　前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがないこと。

７　兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事でないこと。

８　兼任する工事が、新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が施工する工事でないこと。

９　兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていること。

１０　発注者が、工事内容等により兼任を認めていること。

１１　当該監理技術者が営業所技術者等でないこと。

要件③　密接関連工事（要領第 5 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項）

※主任技術者のみ適用

1　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０キロメートル程度の近接した場所であること。

2　兼任する工事が、原則として２件程度であること。

3　前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがないこと。

4　兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事でないこと。

5　兼任する工事が、新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が施工する工事でないこと。

6　兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていること。

7　発注者が、工事内容等により兼任を認めていること。

要件④　複数の工事を一の工事とみなす工事（要領第 5 条第 1 項第 4 号）

1　兼任する工事が、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。

2　兼任する工事の対象が、同一の建築物又は連続する工作物であること。

3　兼任する工事の全ての発注者から、同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること。

要件⑤　甲型経常建設共同企業体（要領第 5 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項）

1　甲型経常建設共同企業体が施工する各建設工事の請負金額が、建設業法施行令第２７条第１項に規定する金額の３倍未満であること

2　他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

3　兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事でないこと。

4　前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがないこと。

5　兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていること。

6　発注者が、工事内容等により兼任を認めていること。

要件⑥　専任配置を要する建設工事・営業所と工事現場が近接しない専任配置を要しない建設工事（要領第 6 条第 1 号及び第 3 号）

1　営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

2　兼任する建設工事の数が１件以内であること。

3　各建設工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

4　営業所と工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。）がおおむね２時間以内であること。

5　当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

6　主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を各工事に配置していること。この場合において、同一の者が複数の工事の連絡員を兼ねることができるものとし、連絡員の工事現場への専任又は常駐を要しない。

7　当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合における連絡員は、同一業種の建設工事に関し、１年以上の実務経験を有する者であること。

8　各工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの等）により確認するための措置を講じていること。

9　次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、建設業法第４０条の３に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

（１）　当該建設業者の名称及び所在地

（２）　主任技術者又は監理技術者の氏名及び所属する営業所の名称

（３）　主任技術者又は監理技術者の１日当たりの時間外労働（労働基準法第３２条第２項に規定する労働時間を超えるものをいう。）の見込み及び労働時間の実績

（４）　各建設工事に係る次の事項

ア　当該建設工事の名称及び工事現場の所在地並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称

イ　当該建設工事の内容（建設工事の種類）

ウ　当該建設工事の請負金額

エ　工事現場間の移動時間

オ　下請次数

カ　連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載すること。）

キ　施工体制を把握するための情報通信技術

ク　現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

１０　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

要件⑦　営業所と工事現場が近接する専任配置を要しない建設工事（要領第 6 条第 2 号）

１　営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

２　主任技術者又は監理技術者の職務に従事しながら実質的に営業所技術者等の職務にも従事することが可能な程度に工事現場と営業所が近接していること。

３　当該営業所との間で常時連絡可能な体制にあること。

要件⑧　現場代理人常駐義務緩和対象工事（要領第 10 条第 1 項）

１　兼任する各工事の請負金額が、4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満であること。

２　兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。

３　兼任する工事が、官公庁の発注する工事であること。

４　兼任する工事の数が３件以内であること。

５　別件工事において兼任する職務は、現場代理人又は主任技術者に限ること。

６　前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがないこと。

７　兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事でないこと。

８　兼任する工事が、新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が施工する工事でないこと。

９　兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていること。

１０　発注者が、工事内容等により兼任を認めていること。

１１　それぞれの工事に受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が工事現場を離れるときは、連絡員を工事現場に配置すること。

要件⑨　密接関連工事（要領第 10 条第 2 項）

１　要件③により主任技術者が兼任する工事において、当該主任技術者が現場代理人を兼ねること。

２　それぞれの工事に受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が工事現場を離れるときは、連絡員を工事現場に配置すること。

要件⑩　複数の工事を一の工事とみなす工事（要領第 10 条第 2 項）

1　要件④により主任技術者又は監理技術者が兼任する工事において、当該主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼ねること。

2　それぞれの工事に受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が工事現場を離れるときは、連絡員を工事現場に配置すること。

要件⑪　営業所技術者等配置可能工事（要領第 11 条第 1 項）

1　兼任する各工事の請負金額が、4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満であること。

2　兼任する工事現場が、原則として新ひだか町内であること。

3　兼任する工事が、官公庁の発注する工事であること。

4　兼任する工事の数が２件以内であること。

5　前年度に完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評定が基準点未満であるものがないこと。

6　兼任する工事が、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事でないこと。

7　兼任する工事が、新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が施工する工事でないこと。

8　兼任する工事が他の発注機関の工事である場合において、当該発注機関が兼任を認めていること。

9　発注者が、工事内容等により兼任を認めていること。